

通勤手当の非課税限度額の改正及び年末調整に向けての対応

改正の概要

物価高騰やガソリン価格高騰への対応として、通勤手当の非課税限度額の改正が行われ、金額の水準が引き上げされました。2025年11月20日に施行されますが、2025年4月1日以後の支給分まで遡って適用されるという点が大きな特徴です。

当該改正は、給与計算・年末調整・源泉徴収票の再交付など、企業側の実務にも影響するため、内容の早めの把握と対応が求められます。

非課税限度額の改正前後比較

片道の通勤距離に応じ、限度額が引き上げられています(赤枠が改正部分)。

区分	課税されない金額	
	改正後 (2025年4月1日以後適用)	改正前
交通機関等を利用している人に支給する通勤手当	1か月の運賃等の額 (最高限度 150,000 円)	1か月の運賃等の額 (最高限度 150,000 円)
自動車や自転車等を使用している人に支給する通勤手当	片道 55km 以上	38,700 円
	片道 45km 以上 55km 未満	32,300 円
	片道 35km 以上 45km 未満	25,900 円
	片道 25km 以上 35km 未満	19,700 円
	片道 15km 以上 25km 未満	13,500 円
	片道 10km 以上 15km 未満	7,300 円
	片道 2 km 以上 10km 未満	4,200 円
	片道 2 km 未満	全額課税
交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1か月の運賃等の額 (最高限度 150,000 円)	1か月の運賃等の額 (最高限度 150,000 円)
交通機関等を利用するほか、自動車や自転車等も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月の運賃等の額と の合計 (最高限度 150,000 円)	1か月の運賃等の額と の合計 (最高限度 150,000 円)



改正の適用時期

今回の改正は、2025年4月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。

ただし、2025年11月19日までに給与として源泉徴収された金額については、遡及して再計算する必要はありません。

もし、改正前の非課税限度額を超えて課税されていた部分がある場合は、年末調整または確定申告で精算します。

年末調整の注意点

年末調整業務において、下記の場合は対応が必要となる可能性があることに注意です。

中途退職者がいる場合

年末調整の機会がないため、源泉徴収票を再交付し再計算後の金額を反映させる対応が必要となる場合があります。年の中途に退職した人の通勤手当が、改正前の非課税限度額以下である場合には、対応は不要ですが、改正前の非課税限度額を超えた通勤手当を支払っており、改正後の非課税限度額の適用で非課税部分が生じたときは、源泉徴収票の再交付が必要です。

源泉徴収票は、「支払金額」欄を訂正し、「摘要」欄に「再交付」と記載して、再交付します。

中途採用者がいる場合

中途採用者においては、前職で通勤手当があったかは前職の源泉徴収票ではわからないため、中途採用者にヒアリングし通勤手当の支給の有無を確認する必要があります。

非課税限度額を超えて通勤手当の支給があり、改正後の非課税限度額の適用で非課税部分が生じたときは、前職の勤務先から改正後の非課税限度額に基づく源泉徴収票を再交付してもらう必要があります。

まとめ

今回の改正に伴う企業の対応事項は以下のとおりです。年末調整作業の前にご確認ください。

通勤距離・通勤手当支給状況・改正前後の非課税限度額の確認

給与計算システム上で対象従業員の非課税限度額の変更作業

改正の対象となる退職者への源泉徴収票の再交付

中途採用者への通勤手当の確認(改正の対象となる場合は前職へ源泉徴収票の再交付依頼)

年末調整における通勤手当の非課税限度額の再計算

ご不明点や個別のケースは、ぜひ当事務所までお気軽にご相談ください。



135 令和7年12月5日発行 【担当】熊本オフィス：伊良皆祥太